

農業農村整備事業業務等共通仕様書の新旧対照表

改定後（令和3年2月版）	改定前（令和2年4月版）
<p style="text-align: center;">農業農村整備事業測量業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;"><u>令和3年2月</u></p> <p style="text-align: center;">長崎県農林部農村整備課</p> <p>農業農村整備事業測量業務共通仕様書 目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則（第1条～39条） . . . . . P. 1～<u>11</u></p> <p style="text-align: center;">農業農村整備事業測量業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1条 適用 〔略〕</p> <p>第2条 作業実施 測量業務等は、「長崎県土地改良事業測量作業規程」※1（以下「規程」という。）により実施するものとする。 ※1 「長崎県土地改良事業測量作業規程」（変更承認年月日<u>平成28年7月7日付け承認番号 国国地第63号</u>）</p> <p>第3条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1) ～ (27) 〔略〕 <u>(28) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u> <u>(29) 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。</u> <u>(30) 「書面」とは、紙及び電磁的記録に記録された事項を表示したものをいう。</u> <u>なお、書面は、原則として情報共有システム又は電子メールにより伝達するものとする。</u>  <u>(31) ～ (39) 〔略〕</u></p> <p>第4条 ～ 第39条 〔略〕</p>	<p style="text-align: center;">農業農村整備事業測量業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;"><u>令和2年4月</u></p> <p style="text-align: center;">長崎県農林部農村整備課</p> <p>農業農村整備事業測量業務共通仕様書 目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則（第1条～39条） . . . . . P. 1～<u>10</u></p> <p style="text-align: center;">農業農村整備事業測量業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1条 適用 〔略〕</p> <p>第2条 作業実施 測量業務等は、「長崎県土地改良事業測量作業規程」※1（以下「規程」という。）により実施するものとする。 ※1 「長崎県土地改良事業測量作業規程」（変更承認年月日<u>平成25年8月2日付け承認番号 国国地第111号</u>）</p> <p>第3条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1) ～ (27) 〔略〕 <u>〔新設〕</u>  <u>〔新設〕</u>  <u>(28) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押捺印したものを有効とする。緊急を要する場合はファクシミリ及び電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。</u> <u>なお、電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</u> <u>(29) ～ (37) 〔略〕</u></p> <p>第4条 ～ 第39条 〔略〕</p>